

議案第 59 号

議決第 号

始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
件

始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 22 年始良市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「

国道 10 号高架橋下駐車場	始良市加治木町木田 2601 番地 1 の南北
----------------	-------------------------

」を

「

国道 10 号高架橋下駐車場	始良市加治木町木田 2601 番地 1 の南北
本庁舎西駐車場	始良市宮島町 32 番地 9

」に

改める。

第 3 条の見出し中「自動車」の次に「及び用途」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 駐車場の用途は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 小鳥駐車場、錦江駐車場及び国道 10 号高架橋下駐車場 月（月の初日からその月の末日までをいう。）を単位とする駐車場（以下「月極駐車場」という。）
- (2) 本庁舎西駐車場 時間を単位とする駐車場（以下「時間貸駐車場」という。）

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用の許可）

第3条の2 月極駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 時間貸駐車場を使用しようとする者は、駐車場において所定の位置から入場したときに使用を許可されたものとみなす。

第4条中「終日」を「午前零時から午後12時まで」に改める。

第5条中「別表に定める方法」を「規則に定める方法」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

(割増金)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者については、当該徴収を免れた金額のほか、その額の2倍に相当する金額を割増金として徴収する。

(使用の拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場の使用を断ることができる。

- (1) 駐車場が満車であるとき。
- (2) 発火、引火又は爆発のおそれがある物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (5) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められるとき。

第9条第1項各号を次のように改める。

- (1) 他の自動車の通行又は駐車を妨げる行為
- (2) 駐車場の施設又は設備及び他の自動車を汚損し、損傷し、又は滅失させる行為
- (3) みだりに火気を使用する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為

第13条中「駐車場」を「駐車場の全部又は一部」に改める。

第16条第1項中「前納しなければ」を「納付しなければ」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第16条関係）

名称	用途	利用区分	使用料
----	----	------	-----

小鳥駐車場 錦江駐車場 国道 10 号高架橋 下駐車場	月極駐車場	1 か月	3,200 円
本庁舎西駐車場	時間貸駐車場	1 時間以内	無料
		1 時間を超える場合 (当日午前 7 時から 午後 7 時まで)	1 時間 (1 時間 未満は 1 時間 とする。) につ き 100 円を加 算した額
		1 時間を超える場合 (当日午後 7 時から 翌日午前 7 時まで)	1 時間 (1 時間 未満は 1 時間 とする。) につ き 200 円を加 算した額

#### 備考

- 1 使用料の区分は、1 自動車 1 区画当たりとする。
- 2 月極駐車場において、月の中途から休止する場合の使用料は、当該休止する月分の使用料を納入するものとする。
- 3 月極駐車場を使用する場合において、その月の使用期間が 1 か月に満たない場合は、1 か月として使用料を計算する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 市長は、施行日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

##### (経過措置)

- 3 この条例による改正後の始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。